改正

昭和59年6月29日条例第24号 昭和60年6月28日条例第15号 平成6年9月30日条例第25号 平成9年9月26日条例第17号 平成10年6月24日条例第35号 平成11年3月25日条例第10号 平成12年3月22日条例第2号 平成13年6月22日条例第17号 平成16年12月17日条例第32号 平成17年6月24日条例第25号 平成18年9月20日条例第27号 平成18年12月15日条例第36号 平成20年6月20日条例第19号 平成22年3月17日条例第5号 平成22年12月22日条例第26号 平成26年6月27日条例第13号 平成26年10月22日条例第18号 平成30年12月25日条例第31号

井原市子ども医療費給付条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費を支給する措置を講じ、もって子どもの健康保持及び増進に寄与するとともに児童福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において「子ども」とは、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者をいう。
- 2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、成年後見人その他の者で子どもを現に監護 するものをいう。

- 3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
 - (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
 - (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- 4 この条例において「被保険者等」とは、国民健康保険法の規定による被保険者及び国民健康保 険法以外の医療保険各法の規定による被扶養者をいう。

(受給資格者)

- 第3条 この条例による医療費の給付を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、市内に住所を有する被保険者等である子どもとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第6項の規定により生活保護法による保護とみなされる支援給付を含む。)を受けている者を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、受給資格者は、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第34 号の扶養親族の要件を満たす者に限る。

(医療費給付の範囲)

第4条 この条例により給付する医療費は、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給又は家族移送費の支給の対象となる療養(食事療養を除く。)を受けた場合において、当該療養に要する費用のうち医療保険各法の規定により被保険者等が負担することとなる費用(医療保険各法の規定による付加給付金又は他の法令等の規定による公費負担金がある場合は、その額を控除した額)の額とする。

(負担費用算定の特例)

第5条 前条に規定する被保険者等が負担することとなる費用の算定にあたって、医療保険各法の規定により受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を算定して高額療養費が支給されることとなる場合における高額療養費の算定は、医療保険各法の規定にかかわらず、当該受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例により行うものとする。

(受給資格者証の交付)

第6条 この条例による医療費の給付を受けようとする受給資格者の保護者は、市長に申請し、規則に定めるところにより子ども医療費受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)の交付を受けなければならない。また、受給資格者証を亡失し、又は損傷し、再発行する場合又は更新する場合も規則に定めるところにより手続をするものとする。

(受給資格者証の提示)

第6条の2 この条例による医療費の給付を受けようとする受給資格者の保護者は、受給資格者が 療養を受けようとする病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。) に対し、受給資格者証を提示しなければならない。

(医療費の給付方法)

- 第7条 医療費の給付は、原則として市長が医療機関等に支払うことにより行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合における医療費の給付は、受給資格者の保護者に 支払うことにより行うものとする。
- 3 前項の給付に関する申請は、当該受給資格者が医療に関する給付を受けた日から起算して1年 以内に行わなければならない。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、受給資格者が当該病気又は負傷に関し損害賠償を受けた場合は、当該賠償額の限度において給付の決定をした医療費の全額若しくは一部を給付せず、又は既に給付した医療費の全部若しくは一部を返還させることができる。

(届出の義務)

第8条の2 受給資格者の保護者は、受給資格者の氏名、住所その他の規則で定める事項について変更があったとき、受給資格者が受給資格を失ったとき又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(医療費の返還)

第9条 市長は、偽りその他の手段によりこの条例による医療費の給付を受けた者があるときは、 その者から当該医療費の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月1日以降の診療分から適用する。

(経過措置)

2 芳井町乳幼児医療費給付に関する条例(昭和48年芳井町条例第16号)及び美星町乳幼児医療費給付に関する条例(昭和48年美星町条例第23号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和59年6月29日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年6月28日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳児医療費給付条例の規定は、昭和60年4月 1日以降の診療分から適用する。

附 則(平成6年9月30日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、平成6年12月1日以降の診療分から適用する。

附 則(平成9年9月26日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成9年9月1日から適用する。

附 則(平成10年6月24日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則(平成11年3月25日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日以降の診療分から適用する。

附 則(平成12年3月22日条例第2号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)による改正前の民法(以下「旧法」という。) の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法(以下「新法」という。)の規定 による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。
- 3 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。
- 4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本条例の適用については、なお従前の例

による。

附 則(平成13年6月22日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の井原市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成13年10月1日以降の診療分から適用し、 平成13年9月30日以前の診療分については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年12月17日条例第32号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月24日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の井原市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成17年10月1日以後に受けた診療分について適用し、平成17年9月30日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年9月20日条例第27号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

第3条 第2条の条例による改正後の井原市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成18年10月1日以 後に受けた診療分について適用し、平成18年9月30日以前に受けた診療分については、なお従前 の例による。

附 則 (平成18年12月15日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の井原市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成19年4月1日以後に受けた診療分について適用し、平成19年3月31日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成20年6月20日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳幼児等医療費給付条例、井原市ひとり親家 庭等医療費給付条例、井原市老人医療費給付条例及び井原市心身障害者医療費給付条例の規定は、 平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月17日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の井原市乳幼児等医療費給付条例の規定は、平成22年4月1日以後に受けた診療分について適用し、平成22年3月31日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年12月22日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の井原市子ども医療費給付条例の規定は、平成23年4月1日以後に受けた診療分について適用し、平成23年3月31日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成26年6月27日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看護療 養費の支給の対象となる療養に係る医療費の給付方法については、なお従前の例による。

附 則(平成26年10月22日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市子ども医療費給付条例の規定は、平成26年10 月1日から適用する。

附 則(平成30年12月25日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の井原市子ども医療費給付条例の規定は、平成31年4月1日以降に受けた診療分につい

て適用し、平成31年3月31日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

改正

昭和60年6月29日規則第7号 昭和62年3月17日規則第6号 昭和63年4月22日規則第8号 平成3年12月27日規則第20号 平成5年3月18日規則第8号 平成6年9月30日規則第11号 平成7年4月12日規則第15号 平成8年3月26日規則第5号 平成9年9月26日規則第36号 平成10年6月24日規則第22号 平成11年3月25日規則第11号 平成13年6月22日規則第21号 平成14年9月30日規則第25号 平成16年12月17日規則第38号 平成17年6月24日規則第66号 平成18年9月25日規則第29号 平成18年12月15日規則第38号 平成21年2月3日規則第4号 平成22年3月17日規則第5号 平成22年3月26日規則第10号 平成22年12月22日規則第31号 平成26年8月27日規則第17号 平成30年12月25日規則第16号

井原市子ども医療費給付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、井原市子ども医療費給付条例(昭和48年井原市条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付対象期限)

第2条 給付の対象となる期限は、当該子どもが満18歳に達した日以後の最初の3月31日までとする。

(受給資格者証の交付等)

- 第3条 条例第6条の規定に基づく申請は、子ども医療費受給資格者証交付申請書(様式第1号。 以下「受給資格者証交付申請書」という。)に医療保険各法による被保険者証を添えて行わなければならない。
- 2 市長は、前項の受給資格者証交付申請書の提出を受けたときは、子ども医療費受給資格者証交付台帳(様式第2号)に記載し、子ども医療費受給資格者証(様式第3号。以下「受給資格者証」という。)を交付するものとする。
- 3 受給資格者証の再発行又は更新の申請も、同様とする。 (医療費の支払)
- 第4条 条例第7条第1項に規定する医療費の審査及び支払に関する事務は、岡山県国民健康保険 団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金岡山支部に委託して行うものとする。

(医療費支払の特例)

- 第5条 条例第7条第2項に規定する規則で定める場合とは、次に掲げる場合とする。
 - (1) 岡山県以外の病院若しくは診療所又は薬局(以下「医療機関等」という。)で療養を受けた場合
 - (2) 医療保険各法に規定する療養費の支給、移送費の支給又は家族移送費の対象となる療養等 を受けた場合
 - (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に規定する被保険者資格証明書を提出し、療養を受けた場合
 - (4) 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく、養育医療の給付の対象となる療養等を受け、 かつ、同法第21条の4第1項の規定により扶養義務者が費用を徴収されることとなる場合
 - (5) 岡山県内に事務所を有しない国民健康保険組合のうち別に定めるもの以外のもの又は岡山 県外の市町村が行う国民健康保険の被保険者が療養を受けた場合
 - (6) その他市長が必要と認めた場合

(給付申請の方法)

第6条 前条第1号又は第5号に規定する給付を申請する場合は、子ども医療費給付申請書(様式 第4号。以下「給付申請書」という。)に、医療機関等が発行する診療を受けた日の属する1か 月分の領収証又は診療報酬領収証明書を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 前条第2号及び第3号に規定する給付を申請する場合は、給付申請書に保険者が発行する通知 書又は証明書を添付して行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第4号に係るものにあっては、申請がなされたものとみなし、 扶養義務者から徴収されるべき費用を市長が代わって支払うことにより、給付がなされたものと みなす。

(医療費の給付)

- 第7条 市長は、前条の規定に基づく給付申請書を受理したときは、その申請の内容を審査し、適 正と認めたときは速やかに医療費の給付を行うものとする。
- 2 市長は、前条の規定により難い特別の事情があると認めた場合は、この方法によらず医療費を 給付することができる。

(台帳の整備)

第8条 市長は、子ども医療費支給台帳(様式第5号)を備え、医療費の支給に関し必要な事項を 記載するものとする。

(届出)

- 第9条 条例第8条の2に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 受給資格者及び保護者の住所氏名
 - (2) 被保険者名、加入者名又は組合員名
 - (3) 保険者名
 - (4) 被保険者証、加入者証又は組合員証の記号・番号
 - (5) 付加給付金の内容
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項各号に掲げる事項に関する届出は、子ども医療費受給資格変更届(様式第6号)により行うものとする。
- 3 条例第8条の2に規定する受給資格を失ったときの届出は、子ども医療費受給資格喪失届(様式第7号)により行うものとする。
- 4 条例第8条の2に規定する給付事由が第三者の行為によって生じたものであるとき届出は、第 三者行為傷病届(様式第8号)により行うものとする。

(医療費の返還)

第10条 条例第8条及び第9条の規定による医療費の返還通知は、子ども医療費返還通知書(様式

第9号)により行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、昭和48年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 芳井町乳幼児医療費給付に関する条例施行規則(平成13年芳井町規則第12号)及び美星町乳幼児医療費給付に関する条例施行規則(昭和48年美星町条例第10号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和60年6月29日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月17日規則第6号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年4月22日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則(平成3年12月27日規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の井原市乳児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則施 行の際、現に存する用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成5年3月18日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の井原市乳児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則施 行の際、現に存する用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成6年9月30日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成6年12月1日以降の診療分から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の井原市乳児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則施 行の際、現に存する用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成7年4月12日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定は、 平成7年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則 施行の際、現に保有する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成8年3月26日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の井原市重度心身障害者医療費給付条例施行規則、井原市母子家庭医療 費給付条例施行規則、井原市老人医療費給付条例施行規則及び井原市乳幼児医療費給付条例施行 規則に定める様式のうち、この規則施行の際、現に存する用紙は、当分の間、所要の調整をして 使用することができる。

附 則(平成9年9月26日規則第36号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定は、 平成9年9月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則 施行の際現に保有する用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成10年6月24日規則第22号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定は、 平成10年1月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則 施行の際、現に存する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成11年3月25日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日以降の診療分から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則 施行の際、現に存する用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成13年6月22日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定は、平成13年10月1日以降の診療分から 適用し、平成13年9月30日以前の診療分については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則 施行の際、現に存する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成14年9月30日規則第25号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成16年12月17日規則第38号)

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

附 則(平成17年6月24日規則第66号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定は、平成17年10月1日以 後に受けた診療分について適用し、平成17年9月30日以前に受けた診療分については、なお従前 の例による。

附 則(平成18年9月25日規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則 施行の際現に存する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成18年12月15日規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則 施行の際、現に存する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成21年2月3日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の井原市乳幼児等医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規 則施行の際、現に存する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成22年3月17日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の井原市乳幼児等医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規 則施行の際、現に存する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成22年3月26日規則第10号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月22日規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の井原市子ども医療費給付条例施行規則様式第1号、様式第2号、様式第5号、様式第6号、様式第7号及び様式第8号の規定は、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の井原市子ども医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則 施行の際、現に存する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成26年8月27日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前までに受けた医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看 護療養費の支給の対象となる療養に係る医療費給付申請の方法については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に発行されている改正前の井原市子ども医療費給付条例施行規則様式第 3号による受給資格証は、改正後の井原市子ども医療費給付条例施行規則様式第3号による受給 資格証とみなす。
- 4 この規則による改正前の井原市子ども医療費給付条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成30年12月25日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の井原市子ども医療費給付条例施行規則の規定は、平成31年4月1日以降に受けた診療 分について適用し、平成31年3月31日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

子ども医療費受給資格者証交付申請書

-		
年		日
T		- 1-1
-	73	

井原市長	殿
------	---

申請者	住	所	電話() 一	
(保護者)	氏	名		
			(対象者との続柄)

子どもに係る医療費の助成を受けたいので、関係書類を添えて子ども医療費受給資格者 証の交付(再発行・更新)を申請します。

なお、申請にあたり公簿により所得を確認されることを承諾します。

また、高額療養費について井原市が過払いとなっている場合は、私が保険者から受領した高額療養費のうち、過払い相当額を井原市へ支払います。

家族療養費付加給付金を私が保険者から受領した場合は、当該相当額を井原市へ支払います。

申 請 理 由	1 出生 2	転入 3 再	発行 4	更新	折 5 その他	()			
対 象 者	フリガナ 氏 名					性	別		男・女	
	生年月日	年	月	日	保護者との総	売柄				
	被保険者又 世帯主の氏				対象者との総	売柄				
加入	保険種別	協・船・共・	組・国・	退	認定年月			年	月	日
医療保険	保険者番号				資格取得年月	月日		_		
	及び名称				被保険者証	Eの				
	付加給付	有 ・	無		記号番	号				
他の制度は	こよる医療費の	の支給の有無	有(制度	名一) •	無
特記事項	再発行の場合	う理由								

様式第2号(第3条関係) ^{様式第2号(第3条関係)}

子ども医療費受給資格者証交付台帳

受翁	合資格者番号																				県補助対象	象		県補	前助対奪	外
호는 · 6	東 者 氏 名													1	井原市	ī			町		番地					
刈 ≉	8 日 八 石	生	年月日		年	月	日		男	· 女			住所	-	井原市	í			町		番地	(• 3	変更)
保護	雙 者 氏 名					TEL									井原市	ī			町		番地	(•	• 3	変更)
医	保険種別		f	呆険者名	i		係	以険者	番号				記号·	番	斧号	被保险	食者等	氏	名	対象 の続権	付加給付			疾 病 受給証	備	考
医療保険											\Box										有・無		有	• 無		
険																					有・無		有	• 無		
																					有・無		有	· 無		
資	申請書受理	年月	日日		年	月	日		る	を付る	丰月	月日			年	月	日	有	効	期限	年	J	1	日まて	3	
資格者	更新申請書				年	月	日		3	を付る	丰月	月日			年	月	日	有	効	期限	年	J	1	日まて	3	
証	再発行申請	書			年	月	日		3	を付る	丰月	月日			年	月	日	有	効	期限	年	J	1	日まて	5	
高額	療養費の区	分	低所得	导者・上	位所得	計者	(確	認方法)										
他法	による支統	給	有	(医療犯	費名)	· 無													
(備	考)																									

様式第3号(第3条関係) 様式第3号(第3条関係)

表面

受診の際は必ず保険証に添えて提出してください。

この証が使えるのは、県内の医療機関・薬局・訪問看護ステーションだけです。

						ſ	岡	ļ	Ц	y,	Ļ				
		子	۲	,	b	医	療	費	受	給	資	格	者	証	
公	費	負	担	者	番	号	8		5	3	3				1
受差	給	資	格	者	番	号									
受給資	伯	E				所									
資格	B	Ē				名								男 •	女
者	4	Ξ	年		月	日					年		月		日生
一	R :	負担	旦 金	2 0	割	合					無	料			
有		効		期		間					年	F]	日	から
H		35/1		291		Itil					年	F]	日	まで

上記の者の診療にかかる医療保険の自己負担分については、公費で負担 します。

年 月 日

岡山県 井原市長

印

保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者の方へ

この証により診療を求められたときは、公費併用扱いとして、レセプトにより、審査支払機関へ請求してください。

また、その場合、レセプトの「一部負担金額」「負担金額」欄には「0円」 と記入してください。 裏面

注 意 事 項

- 1 この証は、子ども医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
- 2 受診の際は、被保険者証又は組合員証と一緒に、必ずこの証を医療機関(薬局・ 訪問看護ステーションを含む。以下同じ。)の窓口に提出してください。

なお、この証を医療機関の窓口に提出しない場合は、子ども医療費助成の取り 扱いは受けられないので、特に注意してください。

- 3 この証の記載事項や加入する医療保険に変更があったとき、又は交通事故など 第三者の行為によって生じた病気やけがで受診の際は、速やかにその旨を井原市 へ届け出てください。
- 4 子ども医療費の助成を受ける資格を失ったときは、速やかにその旨を井原市へ 届け出るとともに、この証を返還してください。
- 5 この証は、他人に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはいけません。
- 6 偽りその他不正の行為により助成を受けたときは、費用の返還をさせられることがあります。
- 7 県外の医療機関で受診したときや県内の医療機関で現物給付により診療を受けられなかったときは、子ども医療費給付申請書に医療機関の証明又は領収書を添えて井原市の子ども医療担当窓口へ償還給付の申請を行ってください。
- 8 養育医療、育成医療など国の公費医療制度が適用される場合は、それらの国の 公費医療が優先適用されます。
- 9 井原市外へ転出した場合は、この資格者証は使用できません。
- 10 お問い合わせ先 子育て支援課 電話() 一 住所 井原市 町 番地

表面

自己負担分窓口払(償還給付扱い)

				ı	畄	Ц	1	県					
	子	ど	ŧ	医	療	費	受	給	資	格	者	証	
公	費負	担者	千 番	号	8	5		1	/	/	/		
受力	給 資	格者	番 番	号	/	1	1	1		/	/		
受給資	住			所									
資格	氏			名								男 •	女
格者	生	年	月	日				4	年		月	F	生
— †	邓負担	且 金	の割	合									
有	効	其	В	間				4	年	J	1	日カ	à
H	391	29	71	IEI					年	J	1	日ま	で

上記の者の診療にかかる医療保険の自己負担分については、公費で負担 します。

年 月 日

岡山県 井原市長

印

保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者の方へ

この証により診療を求められたときは、レセプトで公費併用として請求できませんので、窓口で医療保険上の自己負担を受け取り、1カ月分まとめて診療報酬領収証明書を発行してください。

裏面

注 意 事 項

- 1 この証は、子ども医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
- 2 受診の際は、被保険者証又は組合員証と一緒に、必ずこの証を医療機関(薬局・ 訪問看護ステーションを含む。以下同じ。)の窓口に提出してください。

なお、この証を医療機関の窓口に提出しない場合は、子ども医療費助成の取り 扱いは受けられないので、特に注意してください。

- 3 この証の記載事項や加入する医療保険に変更があったとき、又は交通事故など 第三者の行為によって生じた病気やけがで受診の際は、速やかにその旨を井原市 へ届け出てください。
- 4 子ども医療費の助成を受ける資格を失ったときは、速やかにその旨を井原市へ 届け出るとともに、この証を返還してください。
- 5 この証は、他人に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはいけません。
- 6 偽りその他不正の行為により助成を受けたときは、費用の返還をさせられることがあります。
- 7 診療を受けたときは、医療機関に自己負担金を支払い、1カ月分まとめて診療 報酬領収証明書を作成してもらい、井原市の子ども医療担当窓口へ償還給付の申 請を行ってください。
- 8 井原市外へ転出した場合は、この資格者証は使用できません。

0	井原印外へ転出した場合	14, -	の其俗	自証は	使用(アギュ	-10_{\circ}	
9	お問い合わせ先							
	子育て支援課							
	電話()		_					
	住所 井原市	町		番	地			
	受給資格者番号							1

様式第4号(第6条関係) 様式第4号(第6条関係)

子ども医療費給付申請書

年 月 日

井頂市長 殿

下計		おり、医	医療費		と申請しまっ な場合、公約		より私の世	帯の所得	·等を	確認さ	れるこ	とを承	諾しる	ます。		
	申	氏(Ä					(1)	電言	舌番:	号					
	請者	住 房	听													
申請者		氏(ž							資格証 者番						
請者記入欄	受給	生年月日	3			年	月	日	性	5	30		,		女	
1944	受給資格者	保険調	記記	号・番号	記号		番号			被保険	者氏名	3				
		の内3	年	険者番号					保	魚 者 彡	名					
						診察	F(調剤)報i	酬領収証	明書	医科	歯科	· 調剤	· その	つ他	8 7	()
	診	療年	月		年	10 %	月	フリメ			124 1 1	10-0713				
	入隊	完 年 月	日		年	月	日	患者日	-							
医療機	保	険 診	療	入院	(点 日分)	(受給資	各者)							
医療機関記入欄(レセプト単位	総	点	数	h	(受診		点 回分)	医療機	地							
レセプト	他法	負担/ ※1	点 数	入院 外来	()		点 点	名利氏名								₽
単位		負担等に 3口負担都 ※2		入院外来			円 円	処方箋:	関							1
	*1 *2 *3	限度額	適用	認定証・	適用がある 他法公費負 療機関名を	担医	療の適用後	後の「窓口	番号等 口負担	∃額」(E	医療費			.して	くださ	い。
		金融機関	目の名	3称() 錄	行・信用組	組合(金庫	1.) ・ 農)支	店・出	張所
申請者記入欄	振込口	預 金 店 都 口 座	昏	別 号 普ù 号	通・ 当座		店番号	-				口座番	号	$\overline{\top}$		
記入欄	座	フリロ座4		ナ 人												
				【問い	い合わせ先] 子)		_				
市記入欄	総団	医療費円	窓口	1負担額 (A) 円	法定給付額 (B)	領 作	給 作 付加給付金 (C) 円	自己負		公費· 入	一部負	負担金(D			費給付) — (C	額 () — (D)

様式第5号(第8条関係) ^{様式第5号(第8条関係)}

子ども医療費支給台帳

7572.			加	種 類			記号番号			振		
受給者——	性	31)	加入保険	保険者			付加給付	有 •	無	振込口座		
19			険	所在地			被保険者			座		
受給資格番	者			扶養翁	族及び児童の	数	人 特障	人 普障	人	所得額		
診療年	月 医療機関	名 入院点数 通院点数	法定	至負担額	高額医療費 付加給付金	他法負担額	決定年月 支払年月	公費負支 払	担 額 額	現物償還	備	考

様式第6号 (第9条関係) 様式第6号 (第9条関係)

ð	h.		課長	課長補佐	係 長	担	当	者	台帳整	理
	龙	D							月	н
教	X.								/*	

子ども医療費受給資格変更届

年 月 日

井原市長 殿

届出人 住所

氏名

(A)

電話

受給資格者番号	受給資格者証氏名	生年月日
		年 月 日
変更事項に○を付けて下さい	変	
	更	
1 氏名 2 住所 3 加入保険関係	前	
(1) 保険者番号・保険者名(2) 保険記号・番号(3) 被保険者氏名・組合員氏名	変	
(4) 付加給付の内容 4 その他	更	
	後	
変更年月日	年 月	日

[※]子ども医療費受給資格者証及び被保険者(組合員)証を添えて提出して下さい。

様式第7号(第9条関係) 様式第7号(第9条関係)

決		課	長	課長補佐	係	長	担	当	者	台帳鏨	建理
裁	D									月	日

子ども医療費受給資格喪失届

年 月 日

井原市長 殿

届出人 住所

氏名

(1)

受給資格者番号					受給資格者証氏名		生年月日		
							年	月	日
資格喪	失の理	由に〇を	を付け	ナてくだ	さい。				
1 他市町村へ転出									
2	死亡								
3	被保険	音等管	格の	喪失					

4	扶養親族要件非該当
5	その他

喪失年月日	年	月	日

[※]子ども医療費受給資格者証及び被保険者(加入者又は組合員)証を添えて提出してくださ ٧١,

様式第8号(第9条関係) 様式第8号(第9条関係)

決		課	長	課長補佐	係	長	担	当	者	台帳整	建理
裁	D									月	日

第三者行為傷病届

年 月 日

井原市長 殿

届出人 住所

氏名

1

	受給資格者番号				受給	資格	者証	E氏纟	名		生	年月	日	
											4	F	月	日
	住		所											
加害者	氏		名											
	生生	年 月	日											
	被害の)内容												
	傷病の	〉状 況												

- ※1 警察署で事故証明書を作成してもらい、この届に添えて提出してください。
 - 2 示談成立のときは、示談書の写しを添えて提出してください。

様式第9号(第10条関係) 様式第9号(第10条関係)

第 号年 月 日

殿

井原市長

印

子ども医療費返還通知書

このことについて、先に下記医療費を支給しましたが、返還くださいますよう通知しま す。

記

1 医療費

支 給	年	月	日	支	給	金	額	
								円

- 2 返還理由
- 3 返還金納付期日

年 月 日

- 4 返還金納付場所
- (注) この通知書を必ずご持参ください。